



財團 協調會 福岡出張所

高嶺炭坑労働争議状況

- 一、名称 高嶺炭坑
- 二、事業の種類 石炭採掘
- 三、事業主 共同石炭株式会社
- 四、争議發生の場所 福岡縣田川郡川崎村
- 五、従業員数 三四七名（内女七六）
- 六、争議参加人員 約一五〇名（採炭夫）
- 七、争議發生の原因

高嶺炭坑は既に運炭炭量少く炭坑に向つての整理途上に在りと謂はる。

今回争議の原因は 五月六日採炭賃金の値下を發表したるに因る。即ち同坑は従来所屬炭類にして一兩二圓七錢の單價なりしを、切込一兩六錢五錢に變更したのである。

(1) 3

財團 協調會 福岡出張所

八、争議の經過

炭坑側の値下發表に對し炭夫側は五月八日口頭にて二輪交渉を上を欲願したと云ふ。同坑では本社と協議の結果五月十二日に逐り有要求に對し金五圓値上を回答せり。然るに炭夫側では夫れ以上の値上を再び欲願したので、更に金五圓の値上（通計金八圓の値上）をなし一旦解決したのである。

然るに其後採炭夫一部には之を不服として更に賃金値上を唱ふる者あり。殆んど急進的態度であつたが、五月二十一日午前五時一着入坑に際し採炭夫約五十名集合協議の結果要求を爲すに決し代表者は同日正午炭坑事務所にて労働、採炭兩主任に會見し、金額を明示せずして採炭賃金値上を要求したるに炭坑側より拒絶せられた。

(2)